

第6期介護保険事業計画における施設整備について

第6期介護保険事業計画における施設整備について

1. 平成28年度整備予定事業所の公募結果について

| 事業所種別 | 登録定員 | 整備数 | 公募結果 |
|-----------------|------|-----|----------|
| 小規模多機能型居宅介護事業所 | 29人 | 1箇所 | 応募なし |
| 認知症対応型共同生活介護事業所 | 18人 | 1箇所 | 1事業所応募あり |

2. 整備予定施設の待機者の状況 ※平成28年5月現在

【小規模多機能型居宅介護】

登録定員を満たしている場合はその他の在宅サービスの組み合わせで利用開始する方が多いため、待機者を把握することはできませんが、登録定員を満たしている場合が多く、申し込みがあってもすぐに利用できない状況が続いています。

【認知症対応型共同生活介護（グループホーム）】

45人（グループホームひので・あがりみち・せいどう）

12人（グループホーム夕日ヶ丘・夕日ヶ丘二番館）

3. 小規模多機能型居宅介護事業所の再募集について

今回は応募がありませんでしたが、現在ある事業所の受入れ状況や地域包括ケア体制において重要な役割を持つことを踏まえ、要件を緩和し再募集したいと考えています。

また、第6期境港市高齢者福祉計画・境港市介護保険事業計画（平成27年度～29年度）も変更します。

〔公募要件〕

登録定員 29人  登録定員 25人以上

※サテライト型も可とし、その場合の定員は18人とする。

〔第6期境港市高齢者福祉計画・境港市介護保険事業計画〕

（変更前）

3箇所（定員70人）の施設が整備されていますが、地域包括ケア体制において重要な役割を持つことから、第6期計画期間において、定員29人の小規模多機能型居宅介護事業所を1箇所整備します。



（変更後）

3箇所（定員70人）の施設が整備されていますが、地域包括ケア体制において重要な役割を持つことから、第6期計画期間において、小規模多機能型居宅介護事業所を1箇所整備します。整備する事業所はサテライト型も可とし、登録定員は25名以上（サテライト型については18名）とします。

【参考】サテライト型小規模多機能型居宅介護の基準概要等

| | | | |
|------------|---|--|----------------|
| 本体となる事業所 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | | |
| 本体1に対する箇所数 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 最大2箇所まで | | |
| 距離等の要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車等による移動に要する時間がおおむね20分以内の近距離 | | |
| 設備基準等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ サテライト型事業所においても、通い・泊まり・訪問機能は必要 ※ 本体の空床状況や利用者の心身の状況に配慮した上で、サテライト型利用者が本体事業所に宿泊することも可能 ※ 本体の訪問スタッフが、サテライト型利用者に訪問することも可能 | | |
| 登録定員等 | | 本体事業所 | サテライト型事業所 |
| | 登録定員 | 29人まで | 18人まで |
| | 通いの定員 | 登録定員25人 →登録定員の1/2～15人 登録定員26～27人→16人 登録定員28人→17人 登録定員29人→18人 | 登録定員の1/2～12人まで |
| | 泊まり定員 | 通い定員の1/3～9人まで | 通い定員の1/3～6人まで |
| | | | |

| | | | 本体事業所 | サテライト型事業所 |
|---------|------|--------|--|--|
| 代表者 | | | 認知症対応型サービス事業開設者研修を修了した者 | 本体の代表者 |
| 管理者 | | | 認知症対応型サービス事業管理者研修を修了した常勤・専従の者 | 本体の管理者が兼務可能 |
| 介護従業者 | 日中 | 通いサービス | 常勤換算方法で3：1以上 | 常勤換算方法で3：1以上 |
| | | 訪問サービス | 常勤換算方法で1以上（他のサテライト型事業所の利用者に対しサービスを提供することができる。） | 1以上（本体事業所又は他のサテライト型事業所の利用者に対しサービスを提供することができる。） |
| | 夜間 | 夜勤職員 | 時間帯を通じて1以上（宿泊利用者がいない場合、置かないことができる。） | 時間帯を通じて1以上（宿泊利用者がいない場合、置かないことができる。） |
| | | 宿直職員 | 時間帯を通じて1以上 | 本体事業所から適切な支援を受けられる場合、置かないことができる。 |
| | 看護職員 | | 小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上 | |
| 介護支援専門員 | | | 介護支援専門員であって、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者1以上 | 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者1以上 |